

三滝西水源地ほか水質計器等更新工事
特記仕様書

令和3年度

四日市市上下水道局

第1章 総則

第1条 本工事は、下記項目の工事及び現地試験を行うものである。

- ・水質計器更新 三滝西水源地、内部水源地、三滝水源地、
楠水源地、中上取水場
- ・蓄電池取替 神田取水場、朝明3号井、内部2号井

なお、受注者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守し施工するものとする。

第2条 設計図書優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

1. 現場説明事項及び工事打合簿
2. 本特記仕様書
3. 設計図書等

第3条 疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて本局の解釈のとおりとする。

第4条 特記事項

1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
2. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の受注業者と相互に協力し、施工すること。
3. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
4. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
5. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
6. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
7. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
8. 受注者は、受注者の判断に於いて必要に応じて損害保険等に付さなければならない。

9. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
10. 受注者は、現場実測を行ったうえで納入仕様書を作成、提出し、本局の了承を得るものとする。
11. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は打合せにより決定するものとする。
12. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等にかかれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
13. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
14. その他、指示、了承事項等を遵守すること。

第5条 仕様の詳細

1. 本仕様書は工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
2. 受注者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、あるいは安全上当然必要と認められる軽微なものは、受注者の責任において請負代金額に増減なく施工するものとする。

第6条 関係官公庁への諸手続

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

第7条 下請工事施工

工事の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り本市の市内業者で施工すること。

第8条 提出書類

1. 承諾図書など

本工事施工に必要な設計図書、納入機器一式を契約後に提出し、本局の了承を得ること。

なお、納入仕様書の了承後、同章第5条「仕様の詳細」に基づき仕様の変更が生じ

た場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して本局の了承を得ること。

受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

2. 工事写真

工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさをA4用紙に印刷し、1部提出すること。

3. 黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。

参考

工事場所	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
施工業者	

4. 撮影内容と頻度

工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭において撮影すること。

5. 工事打合簿

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合簿を1部提出すること。打合簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

6. 完成図書

1) 内 容

- ・一般図（全体平面図）
- ・機器図（支給品の機器を含む）
- ・工事施工図

- ・ 検査試験成績書
- ・ 取扱説明書
- ・ 設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

- ・ 発注者名
- ・ 工事名
- ・ 工事場所
- ・ 工事年度
- ・ 受注者名（商号または名称のみとする）

2) 作成要領

- ・ A 4 判製本（金文字黒厚表紙） 3セット
（金文字黒厚表紙、現場毎に分冊とすること。
但し、三滝水源分のみ 2 冊とすること。計 2 3 冊）
- ・ 電子ファイル（CD 等） 1 部
（A 4 判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による）

第 9 条 適用規格

本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用すること。

- 日本工業規格（JIS）
- 日本電気工業会標準規格（JEM）
- 電気規格調査会標準規格（JEC）
- 日本水道協会規格（JWWA）
- 電気事業法
- 内線規程
- 消防法
- 電気設備に関する技術基準
- 電力会社供給規格
- 電気用品取締法
- 水道工事標準仕様書【設備工事編】
- 水道施設設計指針
- 水道施設維持管理指針
- その他関連法令、条例、規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示を受けること。

第 10 条 検査及び試験

検査及び試験は同章第9条「適用規格」を標準とし、これらに規格基準制定のな

いものは、本局仕様書の該当各項及び本局の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

1. 工場試験

製作が完了したとき工場に於ける本局立ち会いの工場検査は実施しない。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

(特に本局が指示した場合は省略することができる。)

2. 現場試験、試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験、試運転を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。

なお、試験実施に当たっては、本局の立合確認を求めること。

別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本局設備からの供給としてもよい。

3. 竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

4. 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第11条 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

第12条 工事实績情報サービス

受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。

提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後10日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。

第13条 建設業退職金共済制度

受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事受注契約締結後1か月以内に提出しなければならない。

共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。

他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。

第14条 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第15条 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第16条 施工地名

三滝西水源地	四日市市高角町地内
内部水源地	四日市市采女町地内
三滝水源地	四日市市尾平町地内
中上取水場	員弁郡東員町大字中上地内
神田取水場	員弁郡東員町大字山田地内
楠水源地	四日市市楠町南川地内

朝明3号井
内部2号井

四日市市北山町地内
四日市市采女町地内

第17条 本工事に求める現場代理人等の技術者要件

1. 業種 電気工事
2. 現場代理人 1級電気工事施工管理技士 常駐できること。
(現場代理人は、工事現場に「常駐」とするが、工場製作等で、工事現場が不稼働であることが明確な場合は、この限りでない。)
3. 主任技術者 1級電気工事施工管理技士
建設業法による配置ができること。

第2章 機器仕様

第1条 水質計器機器仕様

1. 高感度濁度計（屋内設置自立型）

- (1) 数量 : 各1台
- (2) 設置場所 : 屋内
- (3) 測定方式 : 微粒子カウント方式
- (4) 測定範囲 : 0～2.000mg/L または度
- (5) 微粒子個数濃度 : 0～10⁵個/ml 程度
- (6) 測定精度 : 直線性: ±5.0% (FS) 以内
繰返性: ±5.0% (FS) 以内
- (7) 出力信号 : DC4～20mA
- (8) 電源 : AC100V・60Hz
- (9) その他機能 : 自動洗浄機能
- (10) 付属品 : メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式
- (11) 設置場所 : 三滝西水源地、内部水源地、三滝水源地、中上取水場

2. 残留塩素計

- (1) 数量 : 各1台
- (2) 設置場所 : 屋内
- (3) 測定方式 : ポーラログラフ式
- (4) 測定範囲 : 0～3ppm
- (5) 洗浄方式 : セラミックビーズ洗浄
- (6) 測定精度 : 直線性: ±5.0% (FS) 以内
繰返性: ±2.0% (FS) 以内
- (7) 出力信号 : DC4～20mA
- (8) 電源 : AC100V・60Hz
- (9) 付属品 : メーカー標準付属品、その他必要なもの 1式
- (10) 設置場所 : 三滝西水源地、楠水源地

第2条 蓄電池

1. 神田取水場

- (1) 既設蓄電池 : MEX-200×54セル 1組 (株式会社GSユアサ)
- (2) 新規仕様 : 制御弁式据置鉛蓄電池 (長寿命型)
定格容量: 200Ah (10時間率)
セル数: 54セル

2. 朝明3号井

- (1) 既設蓄電池 : SNSX-21-12×9 個 (54 セル) 1 組
(株 式 会 社 G S ユ ア サ)
- (2) 新規仕様 : 制御弁式据置鉛蓄電池
定格容量 : 21Ah (10 時間率)
セル数 : 54 セル (9 個)

3. 内部2号井

- (1) 既設蓄電池 : SNSX-34-12×9 個 (54 セル) 1 組
(株 式 会 社 G S ユ ア サ)
- (2) 新規仕様 : 制御弁式据付鉛蓄電池
定格容量 : 34Ah (10 時間率)
セル数 : 54 セル (9 個)

第3章 工事施行

第1条 一般事項

1-1. 概要

本工事は、現在稼動中である四日市市上下水道局三滝西水源地ほか7か所にある水質計器等の更新を行うものである。

工事は関係法規に準拠し電氣的機械的に完全かつ美麗にして耐久性に富み保守点検が容易になるよう施工するものとする。

1-2. 位置の決定

機器の据付け及び配線路の詳細な位置の決定については係員の指示を受けものとする。

1-3. はつり等

機器等の取付けに際し構造物にはつり、貫通及び溶接を行う場合は、監督員と協議の上、事前に十分な調査を行った上実施すること。

第2条 機器据付工

2-1. 盤及び機器の据付工

1. 盤等の据付は、支障となる既設アンカーボルト等は適切に切断し、あと施工アンカーもしくはコンクリート削孔し、アンカーボルトを設置すること。

ただし、新設のアンカーを打てない場合は、引抜試験等をして所定の強度を確認できれば既設を利用してもよい。

2. 切替は、短時間で行うように努めること。

第3条 配線工

1. 一般事項

(1) 電線及びケーブルの種類

本工事に使用する電線は次のとおりとする。

- ① ポリエチレン絶縁電線（接地も含む）（EM-IE）
- ② 600V架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（EM-CE 2mm²以上）
- ③ 制御用ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（EM-CEE 1.25mm²以上）
- ④ 制御用ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（シールド付）（EM-CEES 1.25mm²以上）
- ⑤ その他特殊ケーブルを使用する場合は、係員の承諾を得るものと

する。

(2) 端末処理

ケーブルの端末処理はテーピングによるものとし、各端子へのつなぎ込みは圧着端子で行うこと。各心線には端子記号と同一マークを刻印したバンドマークを付けるとともにケーブルにはケーブル記号を記したバンドまたは札をシースに付けること。

(3) 電路とその他のものとの離隔

イ) 低圧ケーブルと弱電流電線等の離隔

(ア) 低圧ケーブル及び低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工すること。

(イ) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。

ロ) 高圧ケーブルと他のケーブルとの離隔

高圧ケーブルは低圧ケーブル等または水管、ガス管もしくはこれらに類するものとは 15 cm 以上離隔する。

高圧ケーブルとこれらのものとの間に耐火性のある堅ろうな隔離を設け、かつ、高圧ケーブルとこれらのものが接触しないように施設するときはこの限りでない。

ハ) 地中ケーブル相互の離隔

(ア) 高圧ケーブルと低圧ケーブル相互間は相互に堅ろうな耐火性の隔壁がある場合を除き 30 cm 以下に接近させてはならない。

ただし、マンホール・ハンドホール等の内部ではこの限りではない。

高圧、低圧ケーブルと地中弱電流電線とは相互に堅ろうな耐火質の隔壁がある場合を除き 30 cm 以下に接近させてはならない。

2. 電線管配線

① 施 工

イ) 配管は極端な屈曲を避け必要と思われる箇所には十分な寸法を有する接続箱またはプルボックスを設けるものとする。

ロ) 電線管は堅固な構造体に固定し、管がボックスに接続される部分はボックス側壁に垂直に管を挿入し斜めに取付けてはならない。

ハ) 湿気のある場所及び雨のかかる場所においては、防水構造とし、内部に水が侵入しないように施設すること。

ニ) 通線する場合には潤滑材として絶縁被覆をおかすものは使用してはならない。

第4条 施工詳細

- (1) 機器の製作、購入、搬入
- (2) 電線、電線管等の購入、搬入
- (3) 電気配線工事
- (4) 既設機器等の撤去
- (5) 機器等の据付
- (6) 避雷器収納箱設置※
- (7) 照明の更新（既設アンカー再利用可）
- (8) 試運転調整
- (9) 各種申請
- (10) 撤去品の運搬処分

※箱内に寿命モニター機能付避雷器、ノントリップ開閉器を設置（図面参照）
避雷器、アイソレータは、1個ずつ予備を納品のこと

各工事対象は現在運用中の施設であるため、工事中の機能停止が可能な限り短くなるように努めること。

また、各工事が本市水運用に影響が発生する場合、仮設等必要な養生については受注者の負担とする。

残留塩素計の更新工事中は、1時間に1回残留塩素を測定し、水源管理センターに報告すること。

切換工事における設備停止時間は、概ね平日昼間9時半～16時とし、詳細は、打合せにより決定する。

第5条 環境配慮

1. 本工事においては、環境に配慮し、省エネルギーに努めなければならない。
2. 騒音、振動の抑制に努めること。
3. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等の写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
4. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材においても可能な限りリサイクル品を使用し、それらを書面にて報告すること。
5. 排出ガス対策建設機械指定制度、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に適した建設機械を使用する事。

第4章 試験および検査

第1条 一般事項

1. 試験

据付及び配線工事完了後、次の試験を行う。

(1)配線 絶縁抵抗試験

(2)その他 運転に必要な一切の予備試験

2. 動作試験

前項の各試験後次の順序により各機器の動作試験ならびに調整を行う。

水質計器

ループ試験を行い、四日市市上下水道局水源管理センター監視盤の指示値又は記録計と一致する事を確認すること。

なお、試験用器具及び試験に必要なもの、これに要する消耗品はすべて受注者の負担とする。試験方法その他試験の詳細についてはその都度別途指示する。

第2条 雑則

1. 試験用器具および試験に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等は全て受注者の負担とする。ただし、電気・電話代は、本局の負担とする。
2. 試験方法その他試験の詳細についてはその都度別途指示する。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。

特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - （1） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - （5） 低入札工事でないこと。
 - （6） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - （7） 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね10km以内である場合は、この限りではない。
 - （8） 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - （9） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - （10） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （11） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - （12） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（9）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。